

学習者用端末購入支援補助金の申請方法

1 端末購入補助金の概要

補助額:購入した端末1台あたり **20,000円**

※ 端末本体価格が20,000円未満の場合は、本体価格を上限として補助します。
端末本体価格には、オプション・保証は含みません。

2 補助金の申請方法 <購入方法により申請方法が異なります>

(1) 本校指定のECサイトから端末を購入する場合

購入後の申請の手続きは必要はありません。

※ 端末購入時に、補助額相当分(上限20,000円)を差し引かれた価格で購入することができます。



(2) 一般販売店・インターネット通販などから端末を購入する場合

後日、申請の手続きを行っていただきます。

※ 申請方法のご案内は4月中旬以降にお知らせします。



重要

- ・ 申請には、レシート・領収書等が必要です。
- ・ レシート・領収書は、端末本体価格が分かるものを準備してください。
- ・ 補助金の受領まで大切に保管しておいてください。

【次に該当する場合は、補助金の交付対象とはなりませんのでご注意ください。】

- 1 令和7年3月31日以前に購入した場合
- 2 個人売買(ネットフリーマーケット・ネットオークション等)で購入した場合
- 3 授業で使用する端末(学校が持ち込みを認めた端末)以外を購入した場合

【お問い合わせ先】

宮城県教育庁 教育企画室情報化推進班 電話:022-211-3612 (平日 8:30~17:15)